

別紙

【公開質問状の1について】

彩の国資源循環工場で扱う廃棄物は、放射性物質汚染対処特措法に定める特定廃棄物以外のものです。したがって、従前のおり廃棄物処理法のもとで処理することが可能です。

また、当該工場の処理施設は、放射性物質汚染対処特措法に定める特定一般廃棄物処理施設及び特定産業廃棄物処理施設に該当しますので、排ガス測定や工場敷地境界での空間放射線量率の測定などの維持管理基準が適用されます。

これまでのところ維持管理基準は遵守されておりますことから、法律に違反しているとは考えておりません。

なお、御指摘のクリアランスレベルとは、「放射性廃棄物として扱う必要がないもの」として定められています。これは、再利用されることを想定し、より厳しいレベルの値が示されています。クリアランスレベルは製品により異なり、彩の国資源循環工場での製品化では、肥料については農林水産省で定める暫定許容値 400Bq/kg 以下、それ以外の製品は 100Bq/kg 以下を遵守しています。

【公開質問状の2について】

御指摘の「特定廃棄物」は、

①国が「汚染廃棄物対策地域」に指定した「対策地域内廃棄物」

②放射性物質汚染対処特措法第 16 条の報告及び同法第 18 条の申請により、国が指定した「指定廃棄物」

です。

①は、福島県内 11 市町村が該当する地域であり、②は 8,000Bq/kg を超える廃棄物ですので、これに該当する廃棄物は、彩の国資源循環工場内では扱っておりません。

【公開質問状の3について】

上述の1で御説明したとおり、彩の国資源循環工場は、関係法令を遵守しております。今後も、住民の安全・安心の確保のため引き続き監視して参りますとともに、測定結果等の情報を公開して参ります。